

## グリーン投資減税の創設とエネ革税制の廃止について

資源エネルギー庁

総合政策課調査広報室

平成22年12月16日、税制改正大綱が閣議決定されました。

平成23年度から、「グリーン投資減税」が創設されることとなり、「エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制）」は平成23年3月31日をもって廃止されることとなりました。現在エネ革税制の対象となっている設備を平成23年4月1日以降に取得した場合には、同税制の税制措置の適用を受けることができませんので御注意ください。

グリーン投資減税の対象設備は、平成22年度末までに決定・公表する予定です。日鍛工注：鍛圧機械はグリーン投資減税の対象になりません。  
(告示またはJISによる測定基準なきため。またグリーン投資減税は中小企業投資促進税制と同じ特別償却30%ですので、差異が出るのは大企業が投資した場合が大きいです。)

問い合わせ先 資源エネルギー庁総合政策課調査広報室

電話：03-3501-5964（直通）

担当者：内野、鈴木